

株式会社とはいかなる存在か

—危機とその将来—

奥村 宏

株式会社研究者

あい次ぐ会社不祥事

関西電力の美浜原子力発電三号機の事故で11人が死傷した事故から2年半たったが、その後も東京電力、北陸電力などで原子力発電の事故があったにもかかわらず、それを隠していたことが発覚、さらに電力会社12社でトラブル隠し、データ改ざんなどが50件もあったとして2007年4月20日、経済産業省がこれらの電力会社に対する処分を発表した。

原子力発電の事故がいかに恐ろしいものであるか、ということは、唯一の原爆被害国である日本人が認識しているところだが、その事故隠しが今も続いているにもかかわらず、電力会社、そしてその経営者の責任は追及されていない。

アスベストによる被害者の数は増え、それによる死者、患者がアスベストを製造、あるいは使用していた会社を訴えているが、会社はその責任を認めていない。それどころか、責任を認めていないにもかかわらず

ず、患者に見舞金を出したクボタの行為をまるで美談であるかのようにマスコミは報道している。

チッソの水俣病は今もお患者の認定をめぐる争いが続いているが、公害、薬害はその後もあとを絶たないし、信越化学の直江津工場の爆発のような工場事故は三菱化学、三井化学などでも起こっている。

三菱自動車の欠陥車事故は大きく報道されたが、その後もトヨタ自動車をはじめとする自動車メーカーでは欠陥車が次つぎと発覚している。

いわゆる“企業不祥事”はこのように続発しているが、その責任は問われていないか、あるいは軽い損害賠償で済んでいる。JR西日本の尼崎での列車事故で多くの死傷者が出ているにもかかわらず、会社としてのJR西日本はなんら罰せられていない。そして経営者たちは会長、社長を辞任したが、なお顧問、相談役として会社に居座っている。

公害や薬害事件でも会社は患者に対し、見舞金を出したり、損害賠償をしてはいるが、刑事責任はなんら問われていない。人が他人を殺せば殺人罪に問われ、死刑になるか懲役を科せられるが、法人としてのチッソやミドリ十字はなんら罰せられていない。

それというのも日本の刑法では、法人には身体がなく、意思がないから、犯罪能力がないという前提に立っているからだが、このことが企業犯罪を野放しにし、企業不祥事が続発する結果をもたらしている。しかし、このことをだれも問題にしようとならない。

一方、有価証券報告書での大株主名の虚偽記載

おくむら ひろし

元中央大学教授。商学博士。

専攻は株式会社論。主要著書に『法人資本主義』（朝日文庫）、『企業買収』（岩波新書）、『判断力』（同）など多数がある。

で西武鉄道株が上場廃止になり、そして不正会計で三洋電機、日興コーディアルが摘発された。さらに株価操作ではライブドア、村上ファンドが摘発され、ライブドアの堀江貴文は懲役2年6ヵ月の判決を受け、村上ファンドの村上世彰も有罪判決を受けたが、その罰はアメリカにくらべ極めて軽い。

アメリカでは2001年に起こったエンロンの不正会計事件で元会長のジェフ・スキリングは禁固24年4ヵ月、罰金4500万ドル（約53億5500万円）という重刑に処せられているが、日本の三洋電機や日興コーディアルの経営者は何の処罰も受けていない。

こうして日本では法人としての会社は刑事責任を問われず、経営者の責任もほとんど追及されていない。民事上の責任は損害賠償という形でとるが、その金額はアメリカにくらべて極めて軽い。

これでは会社の犯罪、企業不祥事が続発するのは当然だ。日本は企業犯罪が野放し同然だといわれても仕方がない。

矛盾する企業の社会的責任論

こうして日本は“企業犯罪王国”になっているのだが、驚いたことにその企業が社会的責任を果たしているというのである。

経団連が1996年につくった「企業行動憲章」では「企業は公正な競争を通じて利潤を追求するという経済主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在」であることが求められるとし、「よき『企業市民』として積極的に社会貢献活動を行う」などとしている。

そして2004年2月に発表された日本経団連の「企業の社会的責任（CSR）推進にあたっての基本的考え方」では、グローバル化、消費者行動の変化、投資家からの評価、従業員の意識変化、法制化に向けた動きなど、新しい状況のもとで企業の社会的責任（CSR）の必要性がますます増大しているという。

企業の社会的責任（コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ、CSR）ということはアメリカで1970

年代ごろから盛んにいわれはじめたのだが、正確にはこれは「株式会社の社会的責任」と訳されるべき言葉である。コーポレーションとは株式会社のことであるが、日本では誤って企業と訳されている。企業には個人企業もあるし、国有企業、町営企業もあるが、ここで問題にされているのは株式会社である。

バブル崩壊後、日本ではアメリカのCSRを輸入して「企業の社会的責任論」が流行するようになったのだが、その一方で、「会社は株主のものである」という株主資本主義論がこれまた大流行するようになった。

株式会社は株主が出資して設立したものであるから、それは株主のものであるというのはごく当然のこのように思われる。

ところが、その株式会社は社会のものである、というのが社会的責任論である。このような全く矛盾したことが日本では当然であるかのように主張され、日本経団連などがそれを堂々と唱えている。

株主も人間として生きている以上、それに社会的責任があるというのはわかる。しかし法人としての株式会社に社会的責任があるということができるのか。一方で株式会社は株主のものであるといいながら、他方で株式会社は社会のものである、というのは矛盾している。

先に述べたように、法人としての株式会社は犯罪を犯しても刑事責任を問われない。刑事責任を問われない株式会社が社会的責任を果たすというのはこれもまた全く矛盾している。

もともと株式会社に社会的責任があるなどという議論は19世紀以来の株式会社論では出てきようのない議論であり、それは会社の宣伝文句にすぎない。株主の社会的責任、あるいは経営者の社会的責任ということはいえども、法人としての株式会社に社会的責任があるなどという議論は矛盾しているのだが、日本ではこの全く矛盾したことが当然のこのようにいわれ、財界も政府もマスコミもそれを声高く唱えている。

第3期末の株式会社

ここで問題にされているのは企業ではなく、会社、それも株式会社なのである。株式会社が国家に次ぐ、あるいは国家以上に大きな存在としてわれわれの生活を支配しているのである。

その株式会社とはいったいなものであるのか？

株式会社についてこれまで経済学者、経営学者、あるいは法律学者、会計学者などがそれぞれの領域で議論してきたが、株式会社が総体としてとらえた学問はないし、そういう学者はいない。そこで筆者は「株式会社学」、略して「会社学」ということを提唱しているのだが、そこでは株式会社がこれまで三段階の発展をして現在に至っていると、そしていま、株式会社は第三期末に至って危機に陥っていると主張している。

近代株式会社制度が確立したのは、19世紀半ばであるが、そこでは株式会社に株主全員が有限責任があり、株主総会が最高の決議機関になり、それは株主平等、資本多数決の原則によって運営される。そして法律に従っておれば誰でも株式会社を設立することが可能になった。

それまでの株式会社は、例えばオランダ、イギリスの東インド会社のように国王や議会の許可によって設立された特権的な会社で、近代株式会社ではない。

19世紀後半段階では株式会社は銀行や保険、運河や鉄道業で普及していたが、19世紀末から20世紀はじめにかけて製造業に株式会社が普及し、さらに合併によって巨大株式会社が次々と誕生した。1901年にカーネギー製鋼などが合併して生まれたUSスチールがその代表であった。

こうして株式会社の規模が巨大化すると当然のことながら株主の数も増え、大株主が所有している株数の比率も低下していく。そこで株式分散による経営者支配ということがいわれるようになった。

1932年に出たA. パーリとG.C. ミーンズの『近代株式会社と私有財産』でこの経営者支配論が唱えら

れ、アメリカだけではなく、ヨーロッパについても、株式会社の巨大化に伴って株式分散に基づく経営者支配論が流行するようになった。

これが株式会社発展の第2段階であるが、やがて1970年代ごろから第3段階に移行していく。第2段階では株式は個人株主に広く分散していったが、第3段階では年金基金や投資信託、生命保険などの機関投資家に株式が集中し、それらが上場会社の大株主になっていった。

そこでは個人が直接に株式を所有するのではなく、機関投資家に資金を預け、ファンド・マネージャーがその資産を運用するのだが、そのファンド・マネージャーは運用成績を上げるために、上場会社の経営者に対して株主の利益を第一にするような経営をせよ、具体的には株価を高くするような経営をせよと要求する。そこから経営者にストック・オプションを与えることが流行し、経営者は株価を上げることに必死になる。

ここから株主資本主義という主張が生まれ、コーポレート・ガバナンスということが強調されるようになった。これはいずれも株式会社の機関化が生んだもので、個人大株主が会社を支配していた第1段階とは基本的に異なっている。

この機関化現象がやがてヘッジ・ファンドやハゲタカ・ファンドを生み出し、株式市場を投機化させるとともに、ストック・オプションによって経営者が大金持ちになり、さらにMBOによって経営者が会社を私物化するようになる。

これはまさに株式会社の危機であり、その矛盾が一挙に表面化したといえる。株主資本主義論はその危機のあらわれであり、株式会社の死を告げるものである。

日本は矛盾の先進国

以上は主としてアメリカ、ヨーロッパの株式会社を対象にしたものであるが、では日本ではどうか。

日本でも第1段階の株式会社は個人大株主が支

配するもので、三井、三菱などの財閥はその代表的な存在であった。そして第2段階の株式分散が少しは進んだが、それが中途半端な段階で、日本は戦争に敗け、占領軍によって財閥解体が行われ、財閥家族から強権的に株式を取り上げた。

そして解体された財閥はやがて企業集団として再生し、会社同士がお互いに株式を相互持合いするようになり、株式所有の法人化が進んだ。そこで私の言う法人資本主義が確立するのだが、法人による株式相互持合いは株式所有の機関化に比べて、株式会社の矛盾をより徹底したものであった。株式会社が相互に株式を持ち合うということは株式会社の原理である資本充実の原則に反するものであり、それは株式会社の自己否定である。

この矛盾はやがて表面化する。1990年代に入ってバブル経済が崩壊するとともに、株式相互持合いが崩れはじめ、その上に立った法人資本主義も解体しはじめた。そして法人資本主義の原理となっていた会社本位主義も崩れ、「会社人間よ、さらば」といわれるようになった。これまで会社のために命を捧げてきた会社人間が、会社を簡単にやめていき、会社の不祥事を内部告発するようになる。

一方、法人資本主義の政治体制としての「政・官・財の三位一体」構造も崩れはじめ、財界は政府に対してその利益をあらわな形で要求するようになった。

それは、これまでの大企業体制＝法人資本主義がもはや余裕がなくなって、大企業＝巨大株式会社がその利益をあらわな形で要求する以外には道がなくなったということのあらわれである。

日本は欧米から株式会社制度を輸入し、それを自分たちに都合のよいようにねじ曲げることで株式会社のメリットを最大限に追求した。それが筆者のいう法人資本主義であるが、それによって日本経済は高度成長したのであった。

しかし1990年代になってその法人資本主義の矛盾が一挙に露呈したが、それは欧米に先がけて株式会社の矛盾をあらわにしたものであり、日本は株式会社の矛盾の先進国だったのである。

新しい企業形態はなにか

株式会社が矛盾を露呈し、危機に陥っていることは明らかであるが、ではそれに代わる企業形態はなにか？

これまでに出された解答は、株式会社を国有化するというものであった。それが社会主義であり、それによってソ連はもちろん東欧諸国も中国も国有化を行い、さらにイギリス、フランス、イタリアなどヨーロッパ諸国でも株式会社の国有化が進められた。

しかし1970年代ごろからこの国有企業の矛盾が露呈し、やがてソ連は解体し、ヨーロッパでも国有企業の私有化が進められ、中国でも国有企業の株式会社化が行われた。

これは株式会社の第3段階に逆行するような動きであったが、その背景にあったのが大企業体制の矛盾であった。国有企業はレーニンの「一国一工場モデル」に従って、その規模を余りにも大きくしすぎたために、逆に非効率になり、管理不能になったのである。

このことは第3段階にあるアメリカ、ヨーロッパ、そして日本などの株式会社についてもいえることである。このことがアメリカではLBO（レバレッジド・バイ・アウト）という形で進行した。それは投資ファンドが借金によって会社を買収し、それをバラ売りすることで利益を上げるというものだが、日本にもこのようなハゲタカ・ファンドが進出してきている。

それは株式会社の危機を利用して儲けようという手法だが、この大企業解体の動きこそは、これからの大きな流れになっていくのではないか、と思われる。

巨大株式会社を解体して、できるだけ小さな企業にしていく。これがソ連、中国、そしてヨーロッパの失敗から学ぶものであり、そしてアメリカ、日本での株式会社の矛盾から脱出するひとつの道である。

ではこうして小さくした株式会社をさらにどのような形態にしていくのか。

ひとつの方向として協同組合がある。協同組合は近代株式会社とほぼ同じ時期にイギリスなどヨーロ

パで生れたが、しかし大量生産、大量消費という点で、株式会社に太刀打ちできなかった。日本の生活協同組合もそうだが、株式会社に対抗するために、みずから株式会社化していったのである。

そこでいま一度原点に立ち返って協同組合のあり方を考え直すべきではないか。

これまで資本主義対社会主義という対抗関係のなかで人びとは人間にとって望ましい企業とはなにか、ということを考えなくなってしまった。エンゲルスによってそれは「空想的社会主義」として退けられたが、そこでは不毛な体制論ばかりが流行し、地に足のついた企業論が排斥され、それが人類に大きな不幸をもたらしたのである。

新しい企業はなりよりもその企業で働いている人たちの間から生れてくるものでなければならない。労働者、そして労働組合の中から新しい企業論が生れてこなければならないが、それにはなによりもこれまでの思想から脱却していく必要がある。

企業不祥事が続発し、株式会社が矛盾を露呈している今こそ、この思想の転換が求められるのだ。■

《参考文献》

奥村宏『株式会社に社会的責任はあるか』岩波書店、同『粉飾資本主義』東洋経済新報社。

